

(目的)

第 1 条 この要綱は、同一の住居表示の建物が複数存在することにより、生活上の不都合が生じている場合に、建物に補助番号を付定することにより建物の特定を容易にし、区民生活の利便に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)において使用する用語の例による。

2 この要綱において「建物」とは、住居表示に関する条例施行規則(昭和 38 年板橋区規則第 13 号)第 2 条に規定する建物その他の工作物をいう。

3 この要綱において「基礎番号」とは、板橋区住居表示実施基準(昭和 42 年 10 月 5 日)第一、五、(1)に規定する住居番号の基礎となるべき番号をいう。

4 この要綱において「補助番号」とは、建物の特定を容易にするため住居番号に加えて区長が付する番号をいう。

5 この要綱において「占有者」とは、建物の居住者その他建物を正当な権利に基づき占有している者をいう。

(補助番号を付定することができる建物)

第 3 条 補助番号を付定することができる建物は、次のとおりとする。

- (1) 同一の住居表示の建物が 10 棟以上存在する地区にある建物
- (2) 同一の住居表示の建物が複数棟存在する地区にある建物であって、補助番号を付定しないと特定が困難なもの

(補助番号)

第 4 条 補助番号は次の各号により住居表示台帳上にあらかじめ定めたものを付定する。

- (1) 住居表示台帳上の道路側線に沿って概ね 3 メートル間隔に区切り、補助番号の基礎となる番号(以下「基礎補助番号」という。)を住居表示台帳上の基礎番号の小さい数字側から順に付けることとする。
- (2) 補助番号は、建物の道路に接する玄関又は主要な出入り口の位置に対応する住居表示台帳における基礎補助番号を用いるものとする。
- (3) 補助番号は、ハイフンと番号をもって表示するものとする。

(申請)

第 5 条 第 3 条各号に掲げる建物の占有者は、補助番号の付定を受けようとするときは、補助番号付定申請書(第 1 号様式)により、区長に申請するものとする。申請にあたり、占有者は、自らが補助番号の付定を申請する建物の所有者ではない場合は、あらかじめ当該建物の所有者から

補助番号を申請することについて同意を得なければならない。この場合において、占有者は、補助番号の付定の申請と併せて、当該建物に係る居住者の住民票の方書欄への補助番号の記載を申請するものとする。

(補助番号の付定等)

第6条 区長は、前条の申請があった場合において、補助番号を付定するときは、申請者（前条の規定により区長に申請した者をいう。以下同じ。）に対し、補助番号付定通知書(第2号様式)により通知するとともに、補助番号表示板を交付する。

2 区長は、前項の規定による通知をしたときは、補助番号を付定した建物に係る居住者の住民票の方書欄に、補助番号を記載するものとする。

(補助番号の取消し)

第7条 補助番号が付された建物の占有者は、区長に対し、当該補助番号の付定の取消しを求めることができる。

2 前項の規定により補助番号の付定の取消しを受けようとするときは、補助番号取消申請書(第3号様式)により、区長に申請するものとする。申請にあたり、占有者は、自らが補助番号の付定の取消しを申請する建物の所有者ではない場合は、あらかじめ当該建物の所有者から補助番号の付定の取消しを申請することについて同意を得なければならない。この場合において、占有者は、併せて、補助番号の付定の取消しを申請する建物に係る居住者の住民票の方書欄に記載されている補助番号の削除を申請するものとする。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該建物の補助番号の付定を取り消し、補助番号取消通知書(第4号様式)により、申請者に通知するとともに、当該建物に係る居住者の住民票の方書欄に記載されている補助番号を削除するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、建物の補助番号を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助番号の付定に関し必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

補助番号付定申請書

板橋区住居表示に係る補助番号付定要綱第5条の規定に基づき、補助番号の付定を申請します。

建物の所在 (住居表示)	板橋区
申 請 理 由	1. 同一の住居表示の建物が10棟以上に及ぶため 2. その他(具体的に記載してください。)
所 有 者	所有者住所 所有者氏名 所有者連絡先 ( ) <input type="checkbox"/> 申請者と同一人

所有者及び他の占有者全員の同意を得ています。なお、上記の補助番号付定を申請する建物に別世帯がある場合には、当該別世帯の全員の同意も得ています。

様

板橋区長

補助番号付定通知書

板橋区住居表示に係る補助番号付定要綱第6条の規定に基づき、次のとおり補助番号を付定しましたので通知します。

提出者氏名		
住所の表示	補助番号付定前の住居表示	板橋区 丁目 番 号
	新表示	板橋区 丁目 番 号 ー
補助番号 付定 の年月日		年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所

氏 名

電 話

補助番号取消申請書

板橋区住居表示に係る補助番号付定要綱第7条の規定に基づき、補助番号の取消を申請します。

建物の所在 (住居表示)	板橋区
申 請 理 由	
所 有 者	所有者住所 所有者氏名 所有者連絡先 ( ) <input type="checkbox"/> 申請者と同一人

所有者及び他の占有者全員の同意を得ています。なお、上記の補助番号取消を申請する建物に別世帯がある場合には、当該別世帯の全員の同意も得ています。

様

板橋区長

補助番号取消通知書

板橋区住居表示に係る補助番号付定要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助番号を取り消しましたので通知します。

提出者氏名		
住所の表示	補助番号付定時の住居表示	板橋区 丁目 番 号 ー
	新表示	板橋区 丁目 番 号
補助番号 取消 の年月日		年 月 日